

平成二十四年十二月二十五日付け広島県報（号外）第八十九号に登載の広島県条例第六十八号（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）の一部を次のように訂正する。

健康福祉局介護保険課長

ページ	行	誤	正
九三	後ろから四から 後ろから三	介護サービス	介護予防サービス